

広島県告示第二百五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰國した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によつて、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があつた。

平成二十九年四月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
尾道一水クリニック	尾道市高須町四七七二番地一	
		平成二九年一月一日